百人一首六帖註

宮内庁書陵部

一首雅経卿　我多利巻之五

目録

右大将道綱　歌譯

蜻蛉日記の話

儀同三司母　歌譯

花山法皇鷹司殿の御女に通ひ給ふ話

大納言公任　歌譯

大覚寺滝殿の話

和漢朗詠集の話

和泉式部　歌譯

式部保昌の妻となる話

稲荷詣より袍を乞ふ話

伊周公左遷の話

大堰川三船の話

式部赤染勝劣の話

貴船の社にて歌をよむ話

性空上人より歌を賜る話

紫式部　歌譯
式部寡住の話
日本紀の局の話
源氏物語好色の書にけうする話
大貳三位　歌譯
狭衣の話
赤染衛門　歌譯
斉周の病まうく詠歌の話
小式部内侍　歌譯
教通公小式部と愛し給ふ話
伊勢太輔　歌譯
清少納言　歌譯
道長公式部よたきつれる話
式部等とくする話
栄花物語の作よける話
母の式部歌を聞て小式部の病愈る

巫谷関の事の話
枕の草子の話
左京大夫道雅　歌譯
權中納言定頼　歌譯
相模　歌譯
相模公資の妻となる話
大僧正行尊　歌譯
大峰順逆峰入の話
行尊琵琶の緒と懐き給ふ話
香炉峰の雪の話
行尊能書の話
聖宝僧正三宝院の祖となる話
周防内侍　歌譯
三條院　御製譯
帝陟遐の病せし話
内裏教度炎上の話

道綱卿の又六東三條の摂政兼家公なり
道綱長徳二年右大将より任じ四三年大納言長保三年正二位寛仁四年薨す
母ハ四位下倫寧の女にして長能の妹

右大将道綱母

なげけとひとりあるまの
明くまもうつるむさしの
月ハかりしか

拾遺集恋四に入道摂政まうかりける門をわたりくるしきことなどいひしれぬとしのくれはいとゝ
思ひたえぬるよりはなほ
かよひたまひけるよりはる夜門を遠くあけさせたまひけるを

ら出られハ兼家公の詞に先ほどつゝみなくもうしろ内へうひ
いれさせたまひあり内へ
ひらくむさしの歌ゝ久門明る
ひとりある夜の其夜あけまものうひとハ
おほめきこゆるハかなくハかりなる

右大将道綱母の話

道綱の母ハ右京倫寧のむすめ東三條の摂政兼家公天暦八年の
比ハまだ無官なりしより時に倫寧のむすめ
をもとめたまひけるに兼家公の北の方ときこえけるを道綱をさなくて
家公のこのみ深くなりたまひしほどの歌なりとかきあつめ侍る

人の諱あ〜こす其の字の好悪こゝにて。徳をはゞ
かのおのゝ〜ぶ。〜んと名
とゞめ儀佳きを
撰ぶ。こゝ也〜。
伊周は二字。むか
こゝに伊尹周公の
二字をこゝて。
拾遺補佐は
良臣たるべし。

はゝ〜ん似たり。然るに。
婦女のうにこゝて。
字のくれ法皇は帝車
を発ゝ〜しまも。幸ひに
して年ゆ〜といへども。
悪子遠ゝ近ゝ強をきねゞ
きゞ。伊周は二字ゞ
れの字を其儀をゝん。
はゝ〜かれゞ〜しく稼且の

細ゝ近ゝ強ゝ。
ゝ八。籠前のゝ〜
せゝゝ〜ゝ〜ゝ

著図集ゝて
逢家ゝ中合
ゝを
はゝ。はゝ
はゝ中る。
はゝる上ゝ
ゝ〜ゝ祭。
いづゝゝ是
伊周ゝ中官の
ゝ。
准大臣と
儀同三司と
ゝ

日記と名つけられたるは直岡母の作し其日記とは天暦
八年より始め天延二年までの事なり此日記の天
暦九年の冬より十月の末まで兼家公のおつかせ
給へる文を隠しかくす門ばかりに音せし故おつかせ給へる
外より通はせたまふのかよひ門を叩きまくられ給へ
のやうにもてなしたまひ給へるを怨みて
なげきの中にもまいりたまふの明くるまいりたまふ
とよそにのみもてなしたまひ給へるひとりの菊の花を
やうなるまひしたまはず兼家公の返りは夜前のうるはしくまゐりたまへる門を
明けなどさる所の明くまでしばしばしばしば禁裏より帰
使なりけるあるべきかとうかがひ給へるを怨みて明せ給へ
むつかしくなりぬれば明せ給へるとかくかく
なりしとよしなし

けつやけき冬の夜なれば格子のうちもわたる音ひしひしとして
これは彼女君のひとりねたまへる明け方の
なげきなるべしとおぼしめしたるなるべし
明くるを同じくまゐりたまへるを格子叩かせ給へ
明けとおぼしきころ
書とは拾遺集にはその夜の歌
羽立鶴の歌なり又兼家公の
入道殿とけはつ年もはたち
はかりにて佐とよせ給へ
給へる長人のやうに人といふ
綱つのもはは情給日記と大鏡とにかくれはこそ

儀同三司伊周公の父は中関白道隆公伊周公は正暦三年十九歳にて右大納言正三位にけり同五年大ねと越て内大臣に任せられ長徳二年に坐せられて太宰権帥に左遷せられ給ひ同二年京に召くされ寛弘五年准大臣にして封千戸と給ひ同七年三十七歳にて薨せ給ひ

儀同三司母

なげきつつひとりぬる夜のあけぬるはいかにひさしきものとかはしる

新古今集恋二に中関白かよひそめ侍りける頃の儀同三司母も成忠の関白道隆公其比は儀同三司母も成忠の

むすめにて侍りけるのちひさかりけるのちはいかにもとあれば人の言葉もとしの歌の意は侍りけるとなん

ものいはぬ人のこころをはかりかねてやすらふほどはいとはしきかな

きりぎりす鳴くなつの夜はあけぬるをかさねてとはばいかがこたへん

うらめしやあけぬるなつの夜なりけりなにをかはてのつまとたのまん

儀同三司母の話

儀同三司は官名にて三位に儀同の国号を加へられ伊周公ようけ

て近代もまた又後一位の唐名と儀同三司とは別のもの歟儀同三司の

母とは中ハ頃に位高階の真人成忠のむすめにて後に貴子と中関白

道隆公の室となりて儀同三司伊周公と中宮の定子を産せ給ひ

へり世に拾遺に高内侍しるせる侍方のもとに女なりし男まさりの文

章にも書なれり和泉式部の伊周公は正暦三年に十九歳にて右大

納言に任せられ翌年内大臣に任せられ長徳二年に

花山の法皇の殿の第四の姫女と申すは毎夜夜のひく琴
ばかりにふけゆく伊周公は彼第三の女を
通はせなんとそひ語らせ給ひ隆家卿に示し給はせ給ひの通はせ
給ひ事ありけれ射けらるれ給はせ給ひ
しのひ給ひしかとふるく今年四月より内大臣伊周公と太宰帥
左遷せらる其年隆家卿出雲権帥は貶せらる都に止掛りゆく
ねとも一月中に定子敦康親王とせさせ給ふこれ光よりゆく師
の人々伊周隆家左遷あひなりひなまつりひ帝と
奏とせ給ひ帝はなやみ給ひ
中の御せなりる道長山の伊周公を
も御流罪寛弘五年准大臣
ぶせ給ふ人々復官の例
常の官名の例

天元三年清涼殿元服せ給ふ四位侍
叙せ給ふ
永祝寛和の間
左近衛権中将兼尾張伊予守
四位上ふすし永祝
の礼蔵人頭補せら
れ彼方ちと云ふ暦
三年参議ねせら
れ長徳長保の万人
侍つ督検非違使別
当ゆ中納言ゆ任
せられふと任叙
られ又大納言ゆ任
ら

大納言公任

滝の音を作りひしく
なるとぬ人ぞ流れ
引きてしかな

拾遺集雑上ゆ大覚寺ゆ人々詠まれる
滝殿に詠ゆ大納言ゆ公任
嵯峨の上皇のおせ給ふ
詠ら給ふ

殘りなく流れはなりぬれども人の口にぞ
とどまりける拾遺集に流の糸はとこしへに千載集に
流の青糸とよめる和歌の意は山流は嵯峨の天皇の所時代に
流れそいでたりし其流の源久しくなりたれども
うき名ばかりひさしく今もやうせずとぞいふなる流の音と
上ようしてうきなく流れ流れて和歌もしらべ今にいたるまで
とゝのほれり

大納言公任の話

公任小野宮太政大臣実頼の孫三条の太政大臣頼忠の長男
母は代明親王の所むすめ天元三年従二位に昇せられ帝
位に即せられ正四位に叙せられ次第に昇進して
大納言に任せられ聰明にして和漢の才に優れ殊に和歌に
秀て又能書の名人なり其餘管絃琴の諸藝にすぐれたる
人なり若年の時或る月きよき中に十首のすゝめ作れる雪いとく
降るに月はいとよくふるに花とくらべてこの花梅とも
いとよくにたるのゆゑ詠めて梅の花ぬれぬれ雪にたゞ
降りて雪はもちろん折しも春の帝の御作の
えれはかゝるようにて作りつゝ
ちりつゝ春の月日にけり雪の梅の花とる
ちりぬれを大よめてきせたまひ感ずるようにけり
いとしきよりては義孝せ主りれそうとも所神をぬさせたまうこと
世は思ひ出はするよ作りてやかりてひとよ神をたのむ也
又或る所堂関白道長公大堰河遊ばしまひりて詩の船と

後撰

歌の船こぎ出るおのゝ其道々名ある人々とのせられ
侍る船よりのぞき侍らむ和歌の船こぎ出るこゝ
ぬきをうつしたる心のもしれいりらのみきぬ人なき
ゝ歌と彼舟の中くゝまれる其ねんゝ侍の船
のんしおりうと作る道ふをくのせ道ゝもしたりの船
乗て歌ほ[illegible]ける[illegible]化をしてゝ名ゝ揚ゝきるかるゝとつれ
ゝ[illegible]花山院拾遺集と撰せ道時紅葉の歌を道て入る
しと作せ道りすと志うゝ[illegible]
しゝ[illegible]ら道う又圓融院の所時大堰川遊況る付歌管絃のらの船
の道ともいつ又は一条院の所清暑堂の御神楽よ公任拍子ゝき
そ[illegible]ゝ期ゝ時ゝて齊信ゝ上ゝ[illegible]道ゝ[illegible]ける管絃者
ふけゝ[illegible]て拍子のうとゝも承伏せゝ[illegible]ゝ笏ゝ[illegible]

ゝは[illegible]ゝ[illegible]ゝ全秋せゝ道ける齊信ゝ辞するもかゝてやて
拍子ゝ道ゝ道ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ひゝの外ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
の失もなくめゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
むゝひゝくゝのほゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
公事の道ゝくゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ことなれば[illegible]
と任つの婚と教通といふ教通ハ融院の御時殿中にくく殿上ゝ[illegible]
れるゝ式部丞兼人茂ハ見るとゝ一人大盤ゝ有なり頓死しう
けれ教通きゝて奏日下部をめしてくかきいだせとのたまふ
何方より出ゝやうにてやりたる東の陣ゝ出へきうとのたまふ兼茂
人ふの名ハ口出納所倉女茂ゝ[illegible]
のゝ[illegible]ん[illegible]皆東の陣へ競ひ[illegible]彼死骸を
殿上の西なる西の陣ゝ[illegible]
出ゝ[illegible]ゝ一人の人ゝ[illegible]ゝ又の[illegible]彼
死骸を[illegible]教通の[illegible]の霊
[illegible]の恥とかくせ[illegible]の陣ゝ
[illegible]

[illegible]
婚ハ[illegible]教通ハ婚ハ[illegible]婚人の時ハ和漢朗詠集
二巻を撰ゝ厨子ゝ[illegible]
[illegible]此朗詠集ハ長谷の別荘ゝ[illegible]
倉ゝ朗詠谷ゝ[illegible]
むかゝ接ゝ[illegible]哀墓ゝ堪す遂ゝ表を上てゝ仕へ[illegible]致し
長谷の別荘ゝ[illegible]
人ゝ其妻も先ゝ[illegible]
常ゝ閑寂と楽ゝ[illegible]長久二年ゝ七十ゝ[illegible]
世ゝ人と四条の大納言と称せり又小白川ゝ[illegible]
拾遺集ゝ小白川の山荘ゝ花の[illegible]

任

春あてう人とのりゝやまとハ花ゝやの[illegible]

又新古今集は敦道のみこのもとの前大納言公任の白川の家にまうで
又の日人々のたはむれに使ひつかはせる　和泉式部

折人のうとなるるはいかなれば　やどの花のちるにまがへて

敦道親王とやもてはやされ給ひ冷泉院の皇子三品帥宮の御母にて和
泉式部は彼宮の御方にて人々なりし人の著されて書は北山抄
和歌九品論義新撰髓脳前五十番名所和歌集拾遺抄深窓秘
抄金玉集和漢朗詠集等に任官同の業俊高岳相如よりけ
らしとて朗詠集の中より人々相如の句を收めしとて又三十六歌
仙を撰ばれるは奈の具平親王と和歌の事論せしに時
任て祝ましまうひくきこゆる貫之は歌仙にくひきされれは紀
ましは人丸よりは劣りと仕へ申せしに任ゆゆすゐれりと仰日
おのおの秀歌十首ずつを書く会せらるるは首は人丸の猶

二首は貫之は猶不満足とおもひなりしに任ずるとて
よりは遠く自らは三十六人の秀歌と撰して左右に列会れる
なり公任のよれ定頼ても其世よりひなき能書にて和漢の才
人なりし　袋草子にいはく和歌は人麿の心にして文の任て同く
やまとだましき武部赤染衛門は仕へ奉りて
一口の清水にすむ武部はこやもの人の心きよ弥もむしろ
宮仕のつりて武部の歌は弥まさるふてせ山うなの月とうせ世に秀
歌と称いはくと任のつりて業内とまりさしてきとくさ
道まうへぬべきは経文なり未のたふてせは彼文に出くいて
なれ祖しこやもへとはいひおきて未ひまうなれとよむは
凡人のうのようるよにつぎとはまう

越前守大江雅致の
むすめし母ハ越前
守保衡のすゝい
へ

和泉式部

あるもむ中世のほつゝ
ものひとりてひらひ
の
ものもれ

は拾遺集恋三よろこち例なるす侍るゝ人のゝ
けりしけるとゝいつてこれハやまひをとゝれくゝろ
もちもつゝてゝのゝゝゝゝ時そ人のもとゝて
やゝゝゝし移り意ハ山ゝとハやゝゝゝゝゝゝゝゝ世
久しゝも侍ゝゝそひ侍ゝゝゝゝゝゝゝゝ

鹿ゝ
教の乱に感じて
なく。其声悲涼なり。
人々しく憂を覚
さしせり。和泉式部
保昌が妻なりしは
冊後は国ふかうく。
和ゝらうに鹿の
鳴ゝせて。更やち
きさけ時ばくぶ。
一首の歌に感を
なるべし。見よく
鹿も人のこゝろを
動かすべきなり。
いとゝも哀
こゝろをうつす。
仁徳帝。高
津の宮にあ
りけるとき。八田の
皇女と。毎
夜鬼神の
恋の歌を聞
ゐたまへり。其こゝろ
寒く冷して
出て。皇女と
ともに。深く是
を聞ばせ
其時は未に
て聞ぞ。その翌日。
猪名の佐伯部。
芭蕉を献ず。聞
給へば。鬼神の鹿ふて
帝深く驚き。佐伯部を
安義ふらはし遣ふ

皇子神のみこの御ひなまつりに笛吹く音せさせ給へ
其宮に仕へ給ふの御ふる所なりてうつくしう
きこえたまふかたちうつくしうけぬ一の人
きこえたまふの童えもおもしろくまいる
まことにめでたくなりて心ゆかせ給へ
おりまして式部も月ばかりあてきのうちにせんさのぶ
とおきてよ人は草葉の露なれやとのいまさまゆうあてに
沖の扇よ沖ふいとまく市住ひのとく系まるとてまいす
扇さいてとりのこひはゆうなんあすはものしうなれは
せんもあやしく人のおもひまは式部
こうよ母もうせんやとすきて京の日のうけやとき
かくやれはおもしのほうくこまやうかしひ巻くおけて

いちはくせおの月ふさうれけうはけとろやはゆく
いるのうとれは
我ゆえに月をなかむと
とうせなまうまはいるよつけてもおくれりまつはき
ものおもせまうせるのくえゆと式部あうの日記うとう
神くえめはうやうく式部よりを所ムとやうるんさせ
なまひあくねえれとも去とせなのく一向う所妻うせ
させうて宇治物語うあ主てもなうしうやはよ丹はち花
系保昌ク妻くなりく丹はへうら主うう其比保昌明日狩せんとて武
具ともとりのつえうと夜系のつうりあを妻の式部うれ仕せくいて
あれあれや明日死んすとそうてうとてん夏うりれは保昌
ぞくさほよ為うは明日の狩はとめんうれうとき放よんなと

ひりれを武部

こゝろやいそゝ麻のなりもんこうれ今ゝ出りゝ
かゝゝみゝうりれいらすの拾ハゝあてうゝ係爲ゝまゝみゝうゝ比
貴郎明沖ゝ清くれゝ先童のゝみゝ
あ拾りゝハ海のほゝまゝゝ清ゝ玉ゝたまうみ
ゝゝれハ社のちゝう
ゝゝゝたりく義ゝ清りゝの動ちゝうゆれゝりひう
ゝ鉄と明沖の西ゝゝまゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝみいほのほゝゝゝ武郭忍ひく稲荷ゝ清
けゝ田中明沖の西のほゝゝゝゝゝゝゝ
田ゝうけ童のあゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝ
ほゝハ西も清りれゝあゝ彼ゝゝゝゝゝ次の日武郭

あゝいゝゝほのゝゝゝ大きゝゝゝ童のゝゝゝ
ゝゝみれをあ出ハゝすりゝゝゝゝれハゝゝみゝゝ日いゝ
ゝりゝゝゝゝゝゝ
当西すいゝゝれゝゝゝゝ
ゝゝゝ武郭ゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝのゝゝひゝゝゝゝゝゝゝひてゝ童に奥のゝゝゝゝ
けゝゝゝのゝ明ゝゝゝゝゝゝゝ澳ハゝゝゝゝゝ借ゝゝゝ
ゝゝ武郭加義ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ちゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝりゝゝゝゝ武郭ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]下加茂の社[illegible]れかくいてつりて連歌八金葉集[illegible]
[illegible]式部播磨書写山の性空上人を賜りて拾遺集[illegible]
[illegible]

[illegible]山のその日
これハ法華経を従冥入冥永不聞仏名とよみ給ふ其心[illegible]
[illegible]
小野堂とゝのく時本願白道をもつて領ずるに成[illegible]
しゐ[illegible]誠心院[illegible]
[illegible]式部と[illegible]
自記なるものし

中納言兼輔の曽孫
従五位下右京大夫[illegible]
むすめ母拾遺も[illegible]信
佐右京亮孝の妻
[illegible]
[illegible]の賢子ハ太
宰大弐[illegible]階成章
の妻しかるに[illegible]
[illegible]大弐に住と[illegible]
妹ハ[illegible]の局といひて
[illegible]の[illegible]
乳母となり

紫式部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新古今集雑上[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]たりし其人も[illegible]ありて[illegible]十月十日比の夕月のかゝるよ
[illegible]すゝ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ほ[illegible]なりひてよみ[illegible]し筋の
意ハ月[illegible]紙めくりてハ又[illegible]ものなる人[illegible]そめうあひ[illegible]
顔ばせ[illegible]ハむしの友[illegible]なりしうれ人[illegible]あ[illegible]
[illegible]ひの月の中よりゝ[illegible]其人の歳[illegible]

紫式部の話

式部の夫ハ右馬[illegible]佐藤原宣孝といふ長保三年四月廿五日宣孝
卒せし[illegible]再他[illegible]嫁[illegible]に[illegible]
[illegible]つ他の女房達ハ[illegible]歴[illegible]才女ども[illegible]其中[illegible]式部
才智[illegible]ものせす甚[illegible]
[illegible]ふ[illegible]れ[illegible]ハ寛治四年[illegible]上東門院[illegible]

部ハ白氏文集の樂府[illegible]其[illegible]門院の[illegible]
堂関白道長公式部ハ夫[illegible]
[illegible]才智[illegible]女[illegible]
[illegible]
日記[illegible]寛[illegible]
流の[illegible]の[illegible]式部の[illegible]源氏[illegible]
[illegible]梅の[illegible]紙[illegible]

[illegible]ハ[illegible]人の[illegible]
此[illegible]ハ梅ハ味の酸き[illegible]
[illegible]式部と[illegible]
[illegible]式部の[illegible]

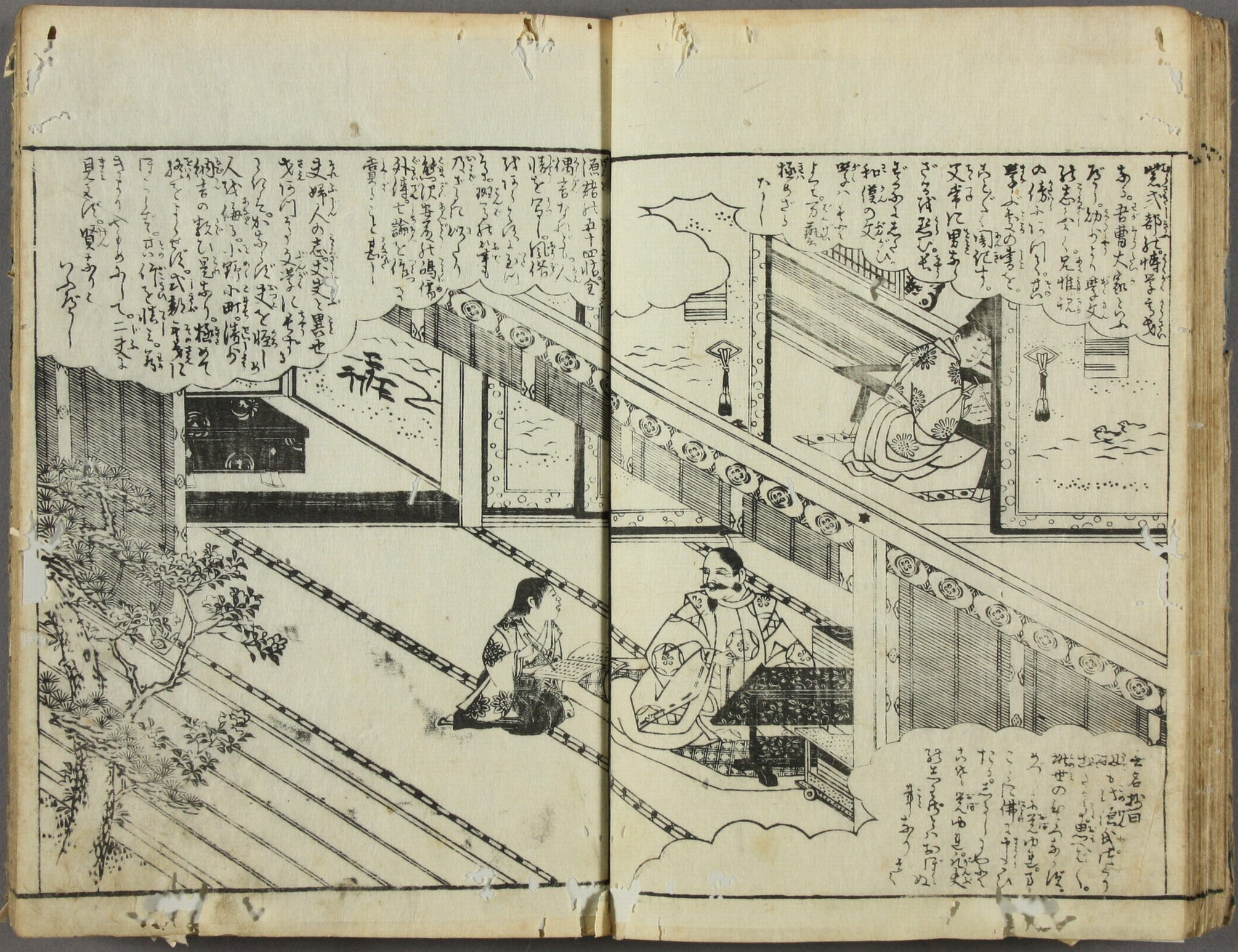
紫式部は博学なる哉
なり。吾曹大氣らん
ざる。幼かりし時文
は志かく。兄惟孝
の傍ふかく。其書
を。
又半に男子
ざる沙弥も
和僧の文
極めざる
なし。
七名物目
録
魚籠は五十四帖金
物者なり。人
情を写し。風俗
婦人の志文学
人体備る。小野小町清少
納言の歌い是なり。極めて
婦人に武勇に
見えば賢

人〻まきこゝろしれぬものの[illegible]
こゝろはさやる作せられて夫よりの外の人〻さるれあぬものとこれ
とこのみなりとやかしこうつるし[illegible]ぬきと其は武部源氏
物語[illegible]
いねもして夜ひとりとく人〻[illegible]おうろきこゝろ
して夜と明れる其明る約束長谷つゝられ 歌
もてこのめるなかの物とてこゝろひつる
こゝろのかゝりはこゝろのなかゝるとけつゝ武部
こゝろはうかくこゝろのかゆゑあけてこゝろやこゝろ
おやこゝろ身をぬくおくこゝろの心きこゝろ才徳兼備こゝろ
女とりはは紫式部かこゝ[illegible]紫式部とりこゝろのは花ものあ[illegible]
かこゝろ[illegible]あは花式部とりひこゝ[illegible]源氏物語を作りれ[illegible]
[illegible]

して花式部と呼ばれ[illegible]紫式部と号せられ又一条院
源氏物語を獻上し[illegible]部紀は日本紀とよく[illegible]
ものしと作せられ[illegible]女子式部と日本紀の
作者とやこゝろ[illegible]式部の又あ時は花式部の子孫[illegible]
して欲[illegible]花式部も幼[illegible]時より学問のこゝろ[illegible]
兄の惟親史記とよ[illegible]れ[illegible]傍ら[illegible]
又のあ時[illegible]れ[illegible]は生長の[illegible]和漢の旧
記も渉て朝廷の故実も通[illegible]
[illegible]式部寡[illegible]れ[illegible]夫宣孝の残[illegible]書籍[illegible]
入てのこ月日をとゝ[illegible]
学問と好ませ[illegible]花不幸[illegible]
なしゆゝ[illegible]又筆[illegible]
[illegible]千載集に上あつ

院より仕りし時分より女房のやうに仕いて琴弾て
てんとうのくぎりれハ仕りしとい[illegible]武部のこと
[illegible]
とくうこれとえても彼女房より琴と弾てをるこのもとし又
日記の中より琴のこと和琴をしへ[illegible]
倒せなとも[illegible]
ハ長保三年より夫宣孝より別をら[illegible]
[illegible]
齋院より上東門院へ[illegible]
請より仕りしハ武部とめ[illegible]
又其外さまくの趣意とたて[illegible]
毎又石山の観音より[illegible]

[illegible]大般若経の料紙とおきるよ[illegible]
名高き方人達のひ[illegible]
語と好色の書[illegible]
[illegible]
人情世態とつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
外傳或問の[illegible]
[illegible]
書ハ[illegible]
情の好むの故[illegible]

昔の礼楽風俗とはいまひとすぢ書てものしらぬ好ものあはれなる釣糸をくいうの遠風やれいぶのまきものと書おれ
趣意とも云すべく世間源氏とゝむ人ハ美くハ好色の嫌
なるべし源氏物語の実ハ錦のやうなる世間の源氏とゝ人
うの綱をうゝとゝんくきゝの錦とゝ敬ハ好ゝ書のやうに
主意とゝ云べし仏ハ情きゝ先神の祭礼の古法葬
式の服色の濃き薄きへその心なくハ云ふ事
時代の源氏の大臣公の請候よりハ中より上の大身なる
小彼源氏の君と因縁ゝ系内せゝて物飯よ粥と
強飯とゝ物ゝ云ふ平物の系図ゝ昼なゝてハ長ゝせゝれ
故粥ゝゝゝて八堪ゝゝ力よ強飯とゝ云ふ人源氏の
君嵯峨ゝ行くゝ物慮ゝ粥ゝ強飯ゝ外ハ見ひらゝゝ

さゝゝけゝゝゝゝゝゝて上代の質素ゝて清貧なる風俗
ゝゝゝゝゝゝ

文八左衛門佐宣孝
母八条式部し名
と号す

大貳三位

うつせやまかなのさ[illegible]
風かけて[illegible]
[illegible]人と
やとす

[illegible]は拾遺集恋三よ[illegible]なる男[illegible]ほ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]歌のこころはのむ[illegible]
猪名の篠原[illegible]
[illegible]風吹[illegible]
詞とり[illegible]
[illegible]
戦[illegible]葉[illegible]

大貳三位の話

この[illegible]人は左衛門佐藤原宣孝と[illegible]式部との中よりうまれさしたまへし
太宰大貳なる階成章と[illegible]人の妻よりて母は一条院の侍[illegible]
あされと位の友と勅[illegible]夫の官まりく大貳の三位とよ[illegible]
[illegible]狭衣四奉仕[illegible]母は世[illegible]氏狭衣となりしく

小式部死して
後ち年経て
ふべき。絹をもて
行くし侍る家
使をして。母式部
ぞ。ぞくり
絹。馬絹より小
式部といふ
難なみな
しと見
て。一首の
歌を
よみ。
母は
いとく
ふしをがる
親のなれ愛
おもそう。いづ
見をしいへ
ども。ほそ世ま
すぐ見ぬる
戈女の名色。
いうばうろ
をしかん

[illegible]

一条院寛弘の比紫式部源氏物語を作る

うねの作りやうは母の作る源氏物語のおもけ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

赤染氏は日本紀天武紀に赤染徳足

[illegible]

[illegible]

[illegible]

用一流の兼盛の

[illegible]

赤染

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後拾遺集恋二の中の関白少将作りけるし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月の行末しらるよりまんまんとして来てこれをさせるらく
ゆなはんとすけねるの程早くみ仕かうとして歩らすてやめる
なり欲のこころかやなるもとを志を作ふ行あるそうねるも
そもそもの行末をんとのもしし有者ろ行く西のすくもて
きてよなるる月行ひろくを行るもれるのもし

赤染衛門の話

情一の母ハ初い平の兼盛の妻なるしよ懐姫のもとく離別せるを
也を生るを行つ也く大隅ち赤染衛門用る嫁せるを彼衛門用
情つ射るくを流其むすめ行者ハ生長しく
大江匡衡の妻となる市中関白道長公の北の方倫子に仕ら也
なり和歌を上手しく和泉式部と名とのしくせるこれを上東

門院の女房しり仕ハするなるつ也の作母の娘なし其頃藤原公任
ハ名ひろく中納言を勤しなるれ其表文の下書を當
時の名儒ち紀齊名大江以言なる行新しく書せられるを
公任のもとなるるしはうしあく大江匡衡ハ行ろ
匡衡うんところかくしけうひて家ハ行ろ甚難義なる由ち
そ来るれハ妻の情つ行やくそ孫といれるを匡
衡其ハ細とかろく齊名や以言のこるを学ハ人の書ろ
をしらハ也ある行なるれ書清んとそ有ん
そもそもとるれハ情ち思惟しくやるしハるる
なりしるるれハ彼公任ハ誇るんハ人なれハ其先祖ハ
歴くなるを近身官位の昇進しこ行て不満足なるん行ろ
行つたまるを任ずんとるれ有匡衡妻の詞ハ

ふるひて彼表文のしめる臣ハ五代の太政大臣の嫡男なり曩祖
忠仁公より已来よりより次第よりかり我身の不幸なるもと書
つけくもりくふれ給ふ仕つ下書とゝくゝ大よ感し悦給れ
ならうれ全く妻の使つ才よ出てるもんも夫の匡衡ゝ名ゝる
学者ゝくゝ孔道長ゝれ百ゆゝくゝ小女房ゝちゝ赤侍を匡衡
まつよりひゝまゝし奉周よりよりう和泉まるてゝう彼任
ゝゝ重病を手まれよ任言明神の陣ゝまなるゝいふ
せゝは母の まつ

かりんといひまちふとゝうてゝ出れんるゝうあゝさ
たのゝてハ久ゝゝゝゝ百任ゝのゝ出ゝゝのゝゝゝ
ちゝせゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

夜の夢よ白髪の翁ゝ出帯とよゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

又ハ和泉守橘の[illegible]
定母ハ和泉式部
[illegible]母の名を
つきて小式部といひし

小式部内侍

大江やまいくの道のとほ
りとをくふみもみず天の
[illegible]

金葉集雑上ニ和泉式部保昌ニ具して丹後のくに
へ行けるに都ニ残る人の[illegible]小式部の内侍[illegible]
[illegible]と申し侍ける局のもとまで[illegible]
[illegible]丹後ハ人ちかう[illegible]ハ

[illegible]
りとをくふみもみず[illegible]ハおくの山のふるさとハこゝハ
いとをくして[illegible]ハ母の[illegible]
大江山幾野かけて[illegible]丹後の[illegible]
[illegible]
[illegible]

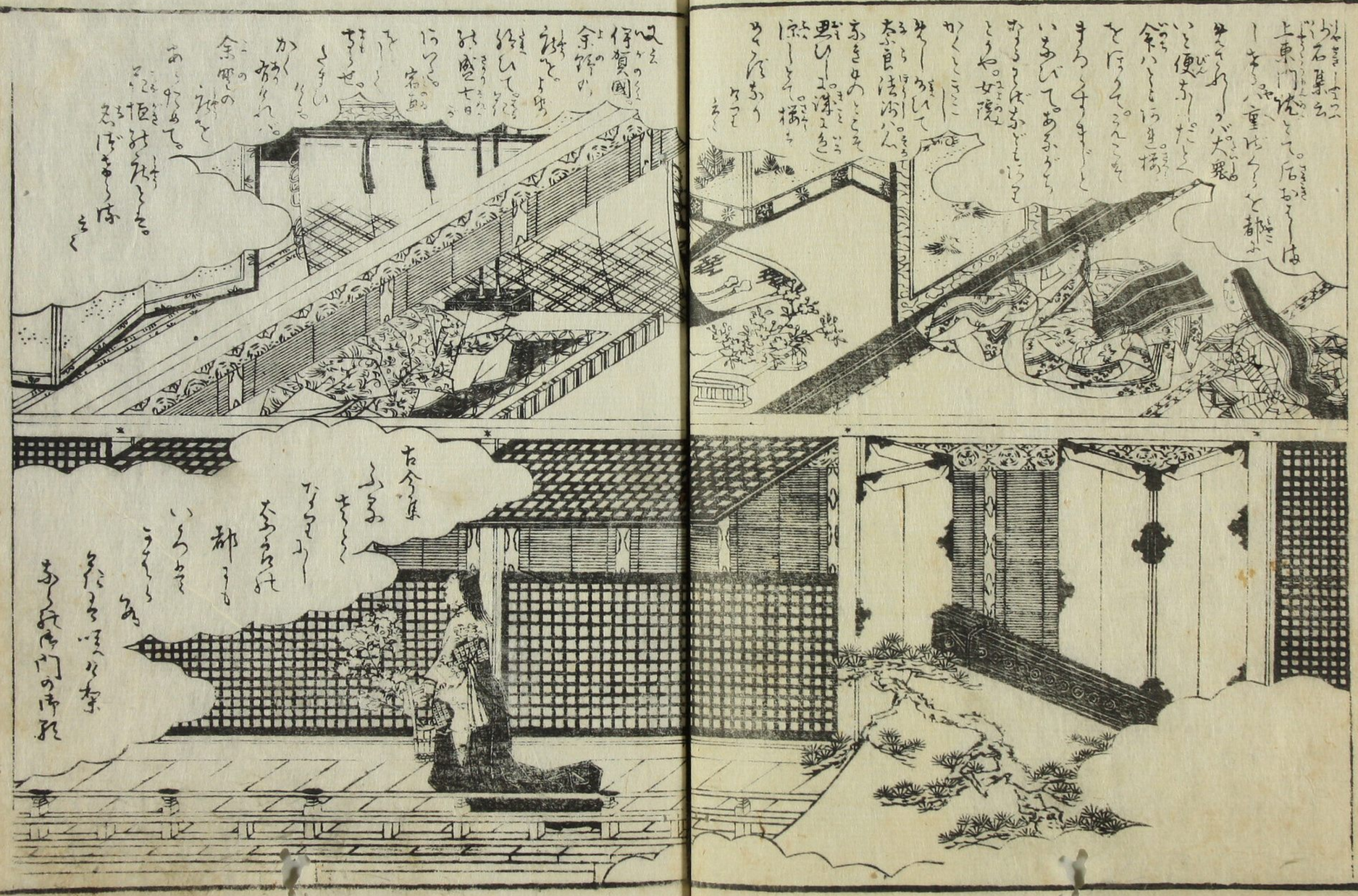
石集云
上東門院
八重ばらと都ふ
いと便なしだと
をはるそうんこそ
いまじてあふぐら
とうや女院
かくこそ
奈良法師ハん
野ひ上洛
伊賀國
余綾の
都
古今集
ふる
なる
都
いろ
上東門の院

けうとう弥とも其才を惜て小式部うちとハ
をのくハ母の和泉式部ゝて有しかとも其比母の
式部ハ夫保昌ゝ丹ねゝ下りて京ゝ侍合いりて有しかハ式
部内侍其弥合の人ねよりもれ中納言定頼ゝ
小式部の局ゝ立りよ丹ねへつるれ人ハ内ゝまいりて母ゝの
りよりゝ使ハ有りて有しかとも内ゝ入ても有しかとも局の戸と
ぢ有けゝ取ゝ敢ずして立ての真ゝの神とひく
てきたいやうの人の立りよりて有しかとも
おもひの外よあきれてくゝハうゝやハらとうゝひく返給ハ
ぬをいの神とひきたりて有しかとも小式部ゝ有りて弥とゝの
せうゝくなりうり又大ゝ条の関白教通ゝ小式部と思ひ人ゝなりひ
りゝ世ゝ有しかとも平禽て上ゝ有の侍方

きつゝ有けるよ小式部ゝ盤ゝ有て教通ゝ其前ゝ通て
長ゝ有しかとも死なんとも行て向ゝ有しのなりひ有ら
ゝ小式部
ゝあるゝ有しかとも
ゝ有けるゝハ有しかとも
死ぬゝ有しかとも
問ゝ有しかとも
ゝ有しかとも
ゝあるゝ有しかとも
教通ゝ弥とゝ感情ゝ有しかとも
ゝ有しかとも小式部ハかゝる當意即妙の歌とゝ有しかとも
其ハ小式部重くゝ有しかとも
ぬゝ有しかとも母の和泉式部かりゝ有しかと

おとゝ泣けるを小式部内侍ゝ母の顔とつくゝとゝんて
息のしたより
いくせんいくへをしらぬ道すゝ親とゝまらぬとをもふぬハ
しらなきたゝ者てゝけるハ天井のまてあらひしらるゝと
おもひ者いくあれいのそうさてゝ熟も
めてよゝくなりゝゝゝ山路のいくへき方しらぬ道も行くしらすく
しらるゝてあしさて泣くねを小式部内侍まうけ時母の武部
めれまゝゝ大方なゝに院もとくおけのれを失はし
ゝも其身を賜り編と母の式部ゝりくつゝれるを小式部内侍と
書つけゝ籍ゝ紙て母のあ
もゝもを苦のゝふゝゝすてゝりあ名紙ゝゝあを

大中臣能宣の朝臣
て祭主輔親の父
あり名伊勢の大
輔ゝ

伊勢大輔

いにしへの奈良の八重さくらけふのにほひを
さくらかな
めゝ

詞花集春部に一条院の御時奈良の八重さくらと題
して者ゝてゝ新古今に入れ其花は題
物よあゝ作ゝ歌のゝゝゝ今は普
なゝゝ彼なゝの都の八重さくゝゝ今日は九重の花の

所前と自ら[illegible]花[illegible]ほめてよむらる當代とほめたる
いとゝとりのてりとけハきとりのく九重とけるふう手陽なり
九重ハ禁裏のもし

伊勢大輔の話

又輔親伊勢の祭主なり故其むすめ伊勢大輔とよびしなり
これも上ふつ仏の女房なれ筑前守なる階成
順しりの妻よりはゆ遣系うんなる宇佐
源氏物語ハ伊勢大輔越前守なる人の妻なり
まゝ達和ハ夫の石山へこもりれく青信のなるまゝにてよ
やれば

[illegible]

[illegible]ハ近江の湖ハ海杉や和布うせ[illegible]
[illegible]あひ尼自ハ[illegible]志賀の浦風なり[illegible]
夫の青信と文やとりふんしすゝ[illegible]ハ其夫のなるけ殊
更よまゝうてる孫もうえ[illegible]
[illegible]大傅の孫しいつ[illegible]越おもしろけ[illegible]ハ拾遺集の[illegible]
[illegible]と書[illegible]や四人の別人[illegible]其つまし[illegible]

中納言は官名なり
清原元輔のむすめ
なり。清少納言
よひと一条院の
皇后定子に仕へ
奉女し

清少納言

ちはやぶる
よとあく雞のこゑ
きこえ
なくとも世にあふさかの
関はゆるさじ

はは拾遺集雜二に大納言行成の
けるに内の御忌にこもれりけるを
夜ふかくとゝんとすれはあふさかの関のこゝろやしら

けるこゝろ行成にあふことはあるまじきなりと
これは大納言行成て夜はあけぬれとも行成
禁裏より御つかひ
ていまだ夜は
夜前は雞の声
御言の通りに夜あけぬと
うし其ころの函谷関のもとに
史記にいはく孟嘗君しりぞけ
相となりて秦
秦の國を逃出
此関の掟に雞の
惑せしところに

孟嘗君平生に客と

孟嘗君
むろく士を
まねしとく
技助は
加つが叔
鶏鳴より一
曲開を
もつて
函谷より九
犯をとづ
牛嘗馬
勢敗鼓の
まぐ蓋用を
待つ功は
ゐすすく
韓愈ぐ
格言こくに
かふつるを

偶賭狐赤右解
秦因函関林
暁未冨夢之
千家家遂世
教陸見鶏鳴
物空流
彩毫筆を
出函谷関之
号　行本貞

其三千人の食客の中より吐つきはひく所なる者より雞の声のまねをよくする者いでくる其雞の鳴しやうこそ関所のそもそも例のめく関つとひらきれ孟嘗君
ハ性こそ義のひらきこそ人ものなれこれハまことの名ようけ
成つの名もまねをもなりの成つの名の声を紛もむるなりて
ゆるしこそいとせめてハきこそけすかろけしとすると
函谷関の名ゆるしこそいのやうにもよみうりの成てう
いれこれ函谷の関てハすうこそ逢坂の関のゆ
こそこそいのとこそれ流水の細こそ流れ水の音ハ
こそこそこの意ハ彼函谷関の関ちハやこそ夜の明ぬこそこそ
明のこそ明こそこそこそこそ世のやうこそのこそこそ
こそ方よこそこそ逢坂の関ハ関こそこそこそ

こそこそ其吐の成つの成つ
逢坂ハ人こそやすこそ
こそこそこそこそこそこそ
と逢こそ名の名其逢坂の関ハ人の越やすこそ
と明こそこそこそこそこそこそ

清少納言の話

清少納言ハ一条院の皇后宮ようにて女房し皇后宮ハ中関白道隆
公の御むすめ定子ようにて御方し枕の草子のあるよ代おきてしこれ
こそ皇后の御ものしこそ栄花物語よりの納言三条の院の女御
淑景舎の御りこそこそ
すめこそ皇后定子の御妹し枕の草子ハ淑景舎の御ものみこれ

[illegible]ハ[illegible]ス彼皇后定子ハ長保二年十二月
[illegible]ハ長保四年八月ヨカクレタマヒ
[illegible]ハ[illegible]ヲ殘ヒ[illegible]彼皇后カクレタマヒ
[illegible]ハ法の御言モ[illegible]カクレ[illegible]ハ女ハ
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]人のけうせ枕の草子は今も
世にけうくゐるを書しに書枕枕の草子をうけ[illegible]武
皇后定子の御前に内大臣伊周公紙枕にて[illegible]は皇后はかり
御[illegible]ひりはす紙にけとしに帝の御おとに史記しいつ書と
うせにしものとしかりまひりれはこれはこれ彼紙とたまうこと
ちにけめこれはこれ法の御[illegible]けにく枕これは
今にけやけやけ書れし紙のねかれはこれ紙枕かた
こんしにけこれなきこれ書けし彼[illegible]
こめ其紙とこれ枕これにけあとこれ[illegible]
と枕のさしこれけら法の御言老は零落せ[illegible]
若殿上人けさ車して彼家に[illegible]
こと[illegible]御言[illegible]なりこれと車の[illegible]

彼家けちう簾かけ鬼[illegible]女法の顔を
さ駿馬の骨を買すやこれ[illegible]
なれ果のすこ[illegible]駿るの骨の故ハ戦國策に[illegible]
郭隈こもの燕の昭王に偶ていこいこの人君使者とけう千
金に賣らせく千里の馬けう[illegible]
けうに其使いさらこれ彼馬已に死こ使者死こ
馬の骨を五百金に買てかこれを天下其君の馬を好こけこと
和[illegible]こうこれく其後一年のほこ千里の駿馬三足にて其[illegible]
いこれく今三こに天下のこ士ハ[illegible]
用いけこれこれ[illegible]
ここの法の御[illegible]
[illegible]法の御[illegible]の家に

又の清輔の住吉家のかしらの隆八社古今集に

[illegible]

雪[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

童名と松君[illegible]

[illegible]儀同三司伊周

公の[illegible]

大納言[illegible]

[illegible]長和五年[illegible]

[illegible]左中将[illegible]

四月左京[illegible]大夫[illegible]

[illegible]天[illegible]二月七

月六十三[illegible]

[illegible]

左京大夫道雅

今[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

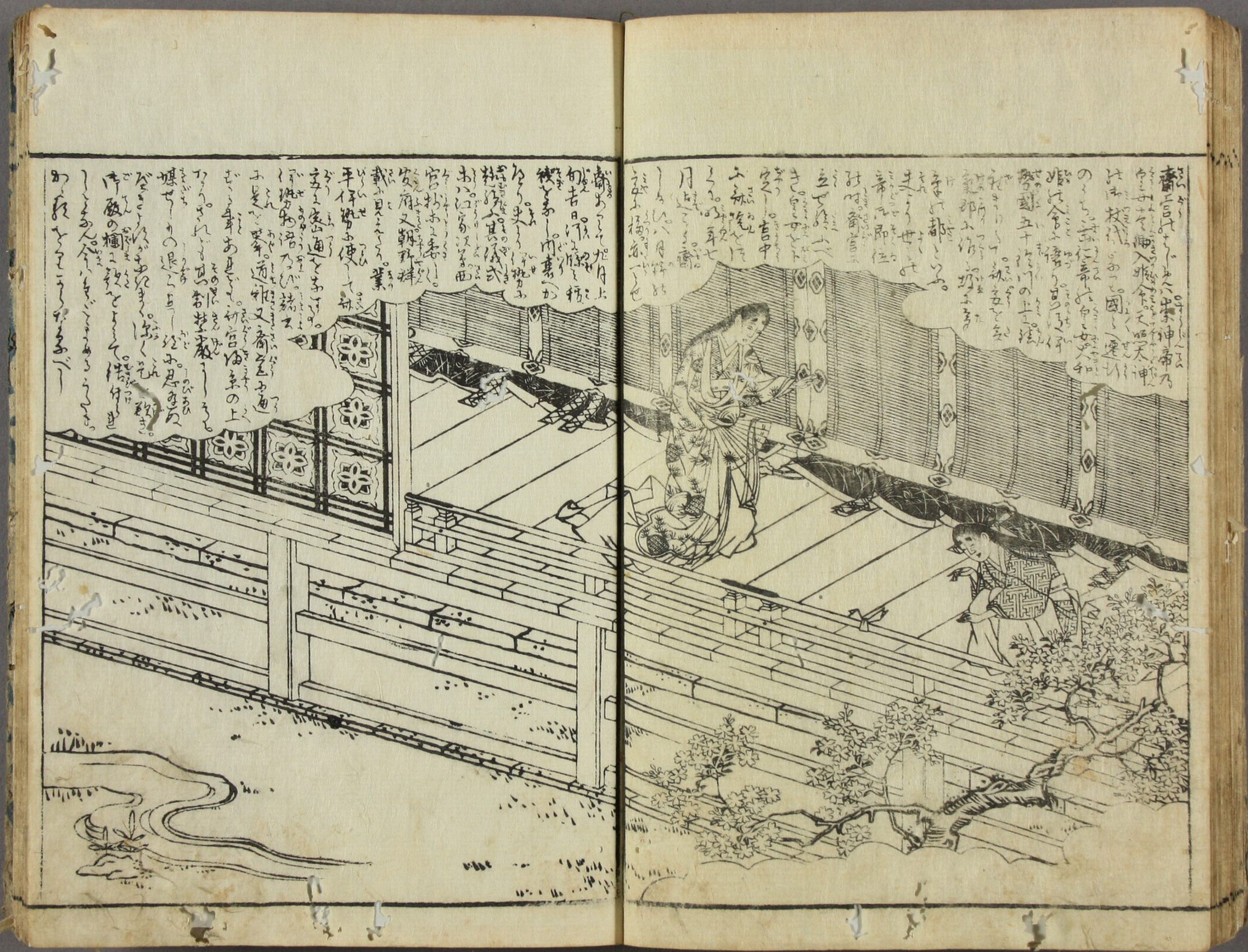
齋宮はすでゝ八幡神帝乃
ゆきはなを御入水給ふ天照天神
はも社はるかの國〳〵遥
のくらゝ玉仁幸よりゆきはなを
姫は今ふ傳う日つゝ仁
勢國五十鈴川の上ゝ法
えきりゝて新宮と名
奉郡ふ行ふ坊ふ
きよ都とゝ
夫ゝう世ゝよ
幸ゝ即位
ゝは齋宮
立ゝ給ふ
きゝ吉中
ふ新院とゝ
月ゝ齋
しゝ八月
齋宮あゝて九月上
旬吉日ゝ行ふ
被ゝ
ゝう夫ゝう世ゝ
勅使ふ其儀式
ゝハ西
宮ゝ
安房又朝臣
載ふ見ゝう
平仲朝ふ使ゝて新
文ゝ宣通ゝ
ゝ朝臣乃ゝ
ゝ年
ゝ宣通
ゝ年
ゝ宮
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

左京大夫道雅の話

道雅公前の長和五年三条院の第一の皇子敦明親王伊勢の斎宮をゆゑのほせなしく白河院の御方よりせられ[illegible]

[illegible]

[illegible]

大納言公任の一男
にて冊ハ昭平親王
の作む十あく寛弘
年中付侍右近衛
かゐと歴て長元二
年よ権中納言に任
せられ長久二年
正二位に昇位と
致して明年正月
十八日五十二にて
薨せり

権中納言定頼

たれかあはれとおもはざらむ

せのあらし

千載集冬部宇治にまうでゝ侍りしに
ものがたりしてあかしたるに
ハ夜の明るまゝに宇治川よ夜のしらぬ
なりぬるとて言ひたるくこゝ侍れ
くれはてゝ木ゝの面白きこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

權中納言定頼の話

定頼卿質素にして狩衣の袖書の事ありしを其又一点心
なりしに人々一條院大炊御門の殿の時定頼卿又の人々
の供奉しくの狩衣をして[illegible]の人々定頼卿狩衣
とよりもれしと令[illegible]講の次第に狩衣とりて上る定頼

狩衣を自身ばかりあと[illegible]
[illegible]
[illegible]大みゐ川
[illegible]
顔とかくしける

[illegible]

春日の社[illegible]の幸[illegible]定頼卿[illegible]
敦明親王の奴と闘爭出来り定頼怒て自ら[illegible]
王の奴とお搦せ[illegible]と令も危き[illegible]
らせ[illegible]と帝に訴へ[illegible]
ふ信[illegible]宣旨を下し[illegible]検非違使を[illegible]
其[illegible]中務丞源光成進士[illegible]

其時左大臣道長公奏聞せられしかすてに訴訟の官人進士の輩罪をて
召捕らるゝの勅命とはいへ某よ作二人をもつてかの人に信濃と
討らいはるゝ奇怪のゆゑ作りて先小信濃罪科遠せられ帝も驚
勅宣ありしかしあれ定頼の侍者さうを捕つて五十余日間其ゆゑの
役ありしあさせたまつて又或時の大嘗会う定頼ゆゑなくこゝろを掛
沒れ通ふりとう定頼の情弱ゆゑてゆゑ意ゝゝ沒れたまし
けまいは右の弁菊原資業とはいへく定頼の代役ゆゑ人をよこしてやられ
りゝ定頼才能いつてはなきゆゑかとりあ緩意なるゆゑ世しのくまつて
又定頼或時関白頼通の作りたまし詩をく誤りて保昭定と称れしゆゑ
うゝ頼通ゆゑこれ怒りのあまりたまひ沒関白の勘気をしく
軽しくゝ人を卑賤するゆゑんやゝ作せれうゝ定頼のゆゑ諸人
きゝ又孝行ゆゑ人のゆゑうなりしとて

源頼光朝臣の七
十めく或説よ名
乙侍従といひて
道一品の宮の女房

相模

こんなにもなれはてぬ神たに
なをうらめしきなさけ
なをうらめしきなさけ

はは拾遺集恋四よ永承六年内裏の歌合よりとりこと
うゝ小弁はは冷泉院の手号し歌のこゝろはつまなたん
そしくゝいたもなくゝこゝ立てかは
あゝ和さへいうよまき山よりゝ行くゝ

[illegible]

相撲の話

は冷泉院の御時一ふの女の女房し給ひ相撲と公資と[illegible]
けるとハ夫の受領[illegible]く相撲と[illegible]其夫公資も欲の上よりて
夫婦[illegible]むつ[illegible]しうう時夫の[illegible]天外記の
官の[illegible]諸て金[illegible]資大外記の[illegible]任[illegible]
[illegible]定め[illegible]小野[illegible]の名大臣実資公意見[illegible]
[illegible]人公資ハ妻の相撲と懐抱て秀歌と案せん[illegible]役儀[illegible]
[illegible]を一座の[illegible]ひ[illegible]笑[illegible]て公資
[illegible]て[illegible]大外記の[illegible]
[illegible]て[illegible]同[illegible]小野[illegible]実資ハ実[illegible]の孫
[illegible]小右記[illegible]記録[illegible]れ

[illegible]ほの[illegible]性質[illegible]きところおりて人[illegible]
[illegible]ひ[illegible]ハ相撲欲[illegible]ハ順徳院の御代
[illegible]の欲[illegible]い赤染衛門[illegible]部相撲[illegible]も恥ぬ歌人[illegible]
[illegible]ほめ[illegible]ひ[illegible]神[illegible]
歌ハ栄花物語根合の巻[illegible]永承[illegible]年五月五日殿上の歌合の五番の
左[illegible]勝[illegible]其時の右方ハ右近[illegible]
[illegible]
[illegible]

小一條院の門子参議基平卿の子にて三井寺平等院の僧正行尊保延元年三月五日入滅

大僧正行尊

もゝしきの
やまさくら
花よりほかに
しるひとなしし

金葉集雑上に大峰にまかりはべりけるに山の端の月を見てよめる

大僧正行尊

春の夜の
やみはあやなし
梅の花
色こそみえね
かはるとを
しる

山入する時節は春の夜入するとの歌の心なり

順の歌に秋の夜の月を詠ずるは春の夜の月を詠ずるに同じ

保山寺の中にひとりなん侍りけるとき

こゝろし和歌の意はかやうなる山中に唯ひとりすまゝしかれは外に友もなきやうにしられる又ひとりすまゝしかれは人をもかなしくもおもはぬ人をもかなしくもおもはぬ人をもかなしくもおもはぬ

若き時より大峰葛城入りをなすと遠き山こなたよ苦行しいうみうはは
白河院なる羽院なるの御持仏こなたに新熊野の社の天台の座主に称
して修験なるはいうりるす清書よりて初めるの法のそきのよ
いうす秋よ工ちして仏書の学行はいまハ入滅のはも假字の手本
なりと世よ残るく人の貴せしし又世ちうをするんのやうしうりる世十
訓おもしもうるる羽院の御時の御仏ちく常の内裏よりう
りるよつをくなる日管絃の御遊はうりる花園の左大臣有仁琵琶の
役宰相中将宗輔等の役楽人吹えハ笛ハ笛とはうハ
され中将の輔忠宗を左上よめるく筆策と作るよりめたし平
調大食調残るなく教とはくされるりちしし千載の一遇なるりゆ
勢ハ中りりき吹信心ひる弄よはせちの左と仁実作およりれ
りる御遊の中はるよ花園左大臣有仁の孫せりる玄象の琵琶の

この緒きれりはるよりるる琵琶の緒とりいてなる
りれる左大臣有仁とはくもるる孫せりる吹ちるるおと
するるれる昔宇多法皇大井川御幸は日泉の天竜の烏帽子為
りはよ如夢僧都三衣箱より烏帽子とりいれるよ
用意しとくくるるくりる武人りちひ賞しはるる秋の
るるきよ大峰そそひるはるるの吹ちはとえてあるるる
とえるる二月の末四月の初はるるる大峰入の八役
の者熊野りりるめるく熊野の発心つる入る御願の
峰入いる其ハは山よ大蛇するくるるの入る旅りるを醍醐の三
宝院の祖聖宝僧正吉野りる入和りるるるこの自古
人りのりるるよりれハ峰入の八役の小角祖御
聖宝僧正と中興りるる或説よる入の初八役の小角熊野よ

発心門十信十住十行十回向十地等覚妙覚芳野へ出られ順の
山路より芳野より吉野へ道を宝山のうへ入く妙覚より
発心つよいうこれと道の山しゆ下られ道の山入なり
四月の山と花作りの山

文八周防守平維仲
しして菖蒲釈王七世
の孫しき内侍八はと
ゆかの女房し文作
者部れ八白川院
の女房ようひ武蔵坊
子ハ堀川院しの
ようれ上ひ
うけれと時ひと
なりこれも又受
領ようて周防の
内侍ようし

周防内侍

たまのゆめとうつるなる
たまのゆめとうつるなる
たまのゆめとうつるなる

千載集雑上よきてはう月ゆき夜二条院ゆ
ゆうはさ所あり
ようしくやとのとものひやるい上ばきて大納
言忠家これとまてかひなとしすのように

山家集

大峯は神仏の
つとめてけを
ひとすみかと
なれば山
くらるみ
けを
見きつせと
思ひぞ
ある
ふるかな

西行

大峯とは大和
の国吉野の
あなた。俗称道
場のこと。
吉野より越
ふるとて。七十
余山峯。山嶺
の高嶮。坂路

峯の嶮難桟を
渡りて手引
登人ゆく。
御山秋迷獄
大日岳三宝ぶ
を経て玉置山
を過ぎて熊野
の越路。
門より入る。
いつ役小角鎮座
もて分け
ありぬ。
鎮すてつ
ぐられと。酸漿の
実。
彷徨ありし。
草花物語
いくつも

いまく行うれとゝめると行さこれい二月比月の明うし夜二条の
院とい御夜まくゝ夜あしるゝ月行あるゝ
うるく拙うれほしやうちひさきあるゝいるゝと大納言忠家
といひくれとまゝるゝ御はまとてうひなとゝすゝとゝしいれら
まるゝ時ゝうしうゝし紙のうゝふしうゝ春の花のゝもゝるれゝ
ゝ花やうなゝなゝまゝこゝゝて春のひなとよきゝてゝしかは
まゝゝのゝけゝなゝゝ行のゝひもなゝくゝれゝ行ゝて行ゝ
ゝのゝゝゝ情きゝゝて行まゝゝかひなゝゝゝ月ゝゝ月ゝ
ゝゝゝとゝちゝまゝられゝゝゝて甚は忠家ゝのゝゝ
ゝ花ゝ行ゝてゝゝゝゝゝなゝゝ行ゝゝゝ花ゝゝ
ゝゝれゝゝゝゝいれゝゝゝて行ゝゝれゝゝれゝゝひ
かゝゝゝゝゝゝゝゝ春のゝ行のゝゝゝゝゝゝれ

なゝゝゝゝゝゝゝゝひなゝゝ花のゝゝゝ行んゝゝゝゝゝ
ゝれゝゝゝゝゝゝゝ忠家ゝゝ後成ゝの文し

周防内侍の話

ゝ内侍は泉院ゝ侍ゝゝ詠拾遺集哀傷の部ゝ後二條
院位ゝゝゝなゝのゝゝゝれひまなくゝゝゝゝ六月朔日ゝゝ
かきゝゝ雨ゝれゝ先帝の御ゝなゝゝひゝゝゝゝゝゝ

周防内侍

ゝゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝのゝゝゝゝ同一集の雜の部ゝは泉院ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝゝゝゝゝゝ七月七日ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

天の川田[illegible]

[illegible]という帝王家図よりは冷泉院は三條院白河院と[illegible]

なほ[illegible]内侍の[illegible]ハは[illegible]の院そはと三條院のめ[illegible]

[illegible]白川院の[illegible]房堀川院[illegible]

[illegible]ぬるしはけ内侍[illegible]家[illegible]

[illegible]金葉集のことを[illegible]家[illegible]人[illegible]

[illegible]

周防内侍

[illegible]長明の[illegible]周防の内侍の[illegible]

[illegible]家ハ[illegible]堀川の北と西のすゑとい[illegible]

[illegible]の今[illegible]の内侍家の[illegible]

[illegible]堀川の西と北の[illegible]残[illegible]

[illegible]ハ我[illegible]乃きの[illegible]

[illegible]

これやこの昔の[illegible]

又西の法の山家集ハ周防の内侍[illegible]

[illegible]

いにしへの[illegible]

[illegible]

御諱八君貞と申
たてまつり冷泉院の
第二の皇子にて母
八條皇太后藤原氏
子太政天皇兼家公
の御女にて寛弘八年
十月即位長和五年
三月譲位寛仁四年
四月御出家九月九
日三條院に崩し
たまひ御年四十二

三條院

なりけるこひしうもあるかな
なりけるこひしうもあるかな
なりけるこひしうもあるかな

五年の正月所悩まりて所住を春日教成親卿に譲りたひ
太上天皇に申す号ばかりせしめ給ひ春日に四月なりしかば外
祖道長公摂政の帝に所住を取りて給はせたひて後所目とりて
なほひとくのうちまでいとまをいとまをしてもかなりおはしまさ
けるに所まれこいとまをまをおりまして行ふ時いかに流る
涙のうちみすのうちに法の足ゆかせもおはせず一ふのみの内ら
せたまひけるとかめのうちに女房所まるまでうちうちと左さ
うけとりて御ごよ行とて御ハ所うちうちに伝せられる
ゆうりまめとうよいたうなものうちに所てのうちにけ
おりまをと所をとそうしてかくしけるおいすをえ
又ぬうちんけまうちに所とおうせたまひ
けうりれまんの所をとうせたまひ

さんきもの所かなうすまをせたまひて所眼病の所をとりく
さまく治療せたまひしも其ちなりもり所風ひれ
りまをして醫ぬも大寒小寒の小所所ちうせたまひて
中りれハおうまうちうち小とおうけ申せたひりいうく
ちひとなうせたまのく所ちもかうおいれしをあれ
なくくも又まうせりうそうれう先所病ようく金液丹
薬とめしうりを其茶服しる人ハ日ハもむなく人ハ
かくまとしハ桓筆内供奉の僧の所のけるうれ所ハけハ所
首ようふ抜く左右のうの所おひうまひうおうまうこ手折な
すうしめ所後十もうちうひりるかく所住とりうせたまひるハ庚
叡山の中堂よのうくせたまりんうのるかりよの所せたまひて
其ちうおりまをうとうれ所広所ハ祓せうせ

周防殿が
我ひく車のこゑ好ず
ずと打ふ音はも
人々聖が聞つ
かくもゆくしかりき
家と。同日の衛と
りこ

いもすくしの験いちじるしかりけるよしも侍らいはせ山の天狗のなやませ
給ふなるべしと人々申せしかども所任位の時より所懸りなくて所
化とのゝ給はせなりし其上よりはつゝんなくもたゝめられしかども
其事ハ所詮はいかゝ[illegible]れてはたゝめ長和二年より禁裏炎上しかハ
宸襟となやまるゝ人々所任よりまいらんも自然のことなれ
故新内裏造営の事ハいかゝせんとのゝ給ひしかとも
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

耳と眼目とかくしてせらるゝなり　所長和二年の十一月より明教り
傳よみてのちのちく　仁安元年に行く修せらるゝ　よ帝の
美よ彼明教り左右の耳と目とのゆゝ日月を出しく帝の内眼
入出ましてかくしてしりぬ　はゝ目も所耳もりの
いかゝるなりせしを　所四年十一月より明教と修心住よ叙やら
まいらせ

百人一首抄巻之五終